

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： BEPS 行動計画と我が国の対応

OECD（経済協力開発機構）は、「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）行動計画」を取りまとめ、7月19日に公表しました。これにより、多国籍企業による行きすぎた課税回避、恒久的施設（Permanent Establishment: PE）を介さないで消費者のパソコンに直接配信される電子商取引への課税強化、低税率国への無形資産の譲渡に伴う所得移転等に対応した新たな国際課税ルールが策定が進められることとなります。

1. BEPS とは

BEPSとは、近年グーグル等が行っているとされるダブル・アイリッシュ・ウィズ・ア・ダッチ・サンドイッチの手法のように、現地税制や国際課税原則の観点からは合法ではあるが法人税収を著しく減少させて税源浸食又は利益移転を図る国際的税務プランニングのことであり、この公平性への問題に対応するためにOECDにおいてBEPSプロジェクトが発足しました。

BEPSに対応するためには、各国の国内法だけでなく国際課税原則を見直す必要があります。そのためOECDは、各国が国際的に協調した行動を取るためのBEPS行動計画を策定しました。

2. BEPS 行動計画

公表された行動計画には、次の15項目が検討すべき課題として挙げられています。

- ① 電子商取引の税務上の課題に対する取組み
- ② ハイブリッド事業体について二国間での取扱いが異なることを利用して課税を免れようとする取引の効果を解消するモデル租税条約と国内法の策定
- ③ CFCルール（Controlled Foreign Companies Rule, 日本ではタックスヘイブン対策税制が該当）の強化
- ④ 利子又はその他の金融費用の損金算入による税源浸食の制限
- ⑤ 透明性と実体が欠如した有害な税務実務への対抗
- ⑥ 租税条約の濫用防止
- ⑦ PE認定を人為的に回避することの防止
- ⑧ 無形資産の移転等に関する移転価格ルールの策定
- ⑨ リスク移転と過剰資本分配に関する移転価格ルールの策定
- ⑩ その他租税回避の可能性が高い取引に関する移転価格ルールの策定
- ⑪ BEPSに係るデータの収集と分析のための手法及びそれに取り組むための手段の確立
- ⑫ 納税者に対するアグレッシブな税務プランニング開示の義務化
- ⑬ 移転価格文書化の再検討
- ⑭ 相互協議等の紛争解決メカニズムの有効性向上
- ⑮ BEPS 取組過程で策定された方策の実施及び二国間租税条約の改訂における多国間の仕組みの構築

以上、詳細には不明確な点もありますが、行動計画のほとんどは1年から2年で実行されることになっています。



Grant Thornton

An instinct for growth™

3. 我が国の対応

財務省は、OECDのBEPS行動計画の公表と同日に、同省HPにおいて、BEPS行動計画が国際課税に関する国際的な協力の歴史において転機となる画期的な成果であり日本はこれを強く支持する、とした財務大臣談話を公表しています。

既に経済産業省は、外国電子配信事業者による消費税の賦課徴収制度の導入可能性等、BEPS行動計画に沿った課税見直しを、平成26年税制改正要望として挙げています。

お見逃しなく！

9月5日及び6日にロシア・サンクトペテルブルグで開催されたG20では、BEPSへの対処として、「----我々は、メンバー国に対し、我々の国内法がどのように税源浸食・利益移転に寄与しているかを検証するとともに、多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって支払う税の総額を軽減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励されないようにすることを要請する。----」とした首脳宣言が採択されました。